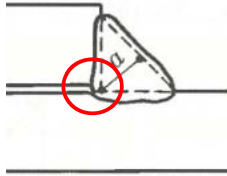
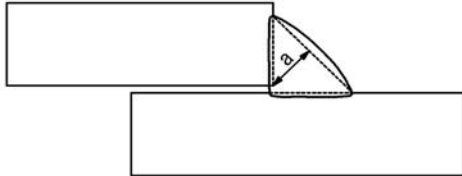


【正誤表】 設計者のための 見落としてはならない非構造部材

2015年8月1日

ページ	行	誤	正
8	図1.1-8 ③	③支持構造 <b>部材</b> は	③支持構造 <b>部</b> は
9	右段 上から16行目	<b>耐火災</b> 性能	<b>耐火</b> 性能
13	右段 上から11行目	溶融亜鉛 <b>めつき</b>	溶融亜鉛 <b>メッキ</b>
13	右段 下から8行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
14	図1.1-17 タイトル	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
15	左段 下から8行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
15	左段 下から7行目	<b>ブレース</b>	斜め <b>部材</b>
15	左段 下から2行目	<b>ブレース</b>	斜め <b>部材</b>
15	写真1.1-11 タイトル	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
15	右段 上から1行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
16	左段 下から7行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
21	左段 上から3行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
21	左段 上から8行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
21	左段 上から9行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
21	左段 上から10行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
21	左段 上から14行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
21	図1.1-26 右側の図表	<b>野縁受け方向</b>	<b>野縁方向</b>
22	左段 上から2行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
22	左段 上から3行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
22	左段 上から5行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
22	左段 上から6行目	斜め <b>材</b>	斜め <b>部材</b>
24	図1.2-1 中央上部	<b>スペンサー</b> @600	<b>スペーサー</b> @600
36	図1.2-11 タイトル	打込みピンのせん断許容 <b>荷重</b> の算定例	打込みピンのせん断許容 <b>耐力</b> の算定例
72	右段 下から2行目	<b>横</b> 層壁	<b>積</b> 層壁
75	左段 下から3行目	基準法施 <b>工</b> 令	基準法施 <b>行</b> 令
75	左段 下から2行目	平成12年5月31日 <b>建築基準法施行令</b> 第1454号	平成12年5月31日 <b>建設省告示</b> 第1454号
75	右段 下から13行目	または横壁 <b>カバープレート</b>	または横壁 <b>アンカー</b>
85	右段 上から1行目	とを確認して対応することを <b>提言</b> する.	とを確認して対応することを <b>規定</b> する.
97	右段 上から14行目	イプ <b>の</b> 選定する	イプ <b>を</b> 選定する
99	右段 下から4行目	…取り付けられる <b>沓摺り</b> は	…取り付けられる <b>くつずり</b> は
100	左段 下から2行目	…地震後開閉に支 <b>承</b> をきたしたり	…地震後開閉に支 <b>障</b> をきたしたり

ページ	行	誤	正
101	表No.3	沓摺り内への	くつずり内への
103	右段 下から6行目	金物や差し筋を溶接により	金物や差し筋へ溶接により
108	右段 上から9行目	EXP.Jカバーの変位追従量の関係を以下に示す.	EXP.Jカバーの変位追従量の関係を下図に示す.
114	右段 下から14行目	免震EXP.Jの性能記入例を以下に示した.	免震EXP.Jの性能記入例を上図に示した.
115	表5.1-5 タイトル3列目	設計者 管理者	設計者 監理者
119	左段 下から13行目	・建築基準法施行令第82条の5	・建築基準法施行令第82条の4
119	左段 下から5行目	令第82条の5では、	令第82条の4では、
138	左段 下から14行目	被東日本大震災の	東日本大震災の
160	右段 下から7行目	官庁施設の総合耐震診断・改修基準および同解説 平成8年版 : 日本建築設備・昇降機センター	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成8年版 : 一般財団法人建築保全センター
165	図7.1-3	東材	東材
181	右段 下から9行目	・・・平26年4月国土区交通省告示	・・・平19年7月国土交通省告示
194	表タイトル	表題が「方表9.1-4」となっている	「表9.1-4」
195	表9.1-6	■じん機またはブロワー等	集じん機またはブロワー等
197	右段24行目	補強するために	補強をするために
198	右段 下から3行目	さら現場での	さらに現場での
200	右段 上から13行目	現場でのあと施工アンカーの確認事項には	現場でのあと施工アンカーの確認事項は、
201	図9.1-6	文献番号23)	文献番号24)
204	図9.1-13	文献番号24)	文献番号25)
231	右段 図9.3-9	 <p>のど厚(a)の起点は、上材の角が正しい</p>	
235			非構造部材の安全性確保に向けて JSCAの提言 を追加(別紙)

## 非構造部材の安全性確保に向けて JSCA の提言

2014年6月12日

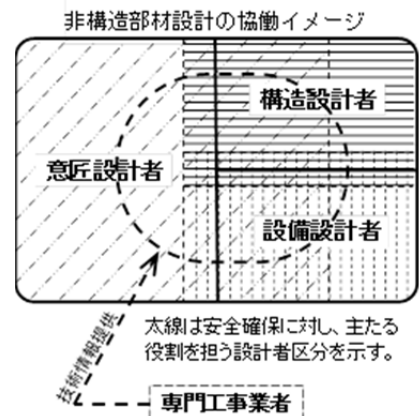
一般社団法人 日本建築構造技術者協会

### ■提言の位置づけ

本協会では、2012年6月の「東日本大震災からの教訓 JSCA の提言」において、非構造部材に関しては大きく6つの提言を行った。その中では、技術的な提言にとどまらず設計や施工に際して意匠設計者・構造設計者・設備設計者・施工者などの関係者の関与の仕方についても取り上げた。震災から3年を経て、国、日本建築学会、日本建築センターをはじめ様々な団体で基規準の見直しなどの動きがある状況下で、本協会では改めて構造設計者をはじめ建築関係者それぞれが果たすべき役割について明確にすることの必要性を痛感し、耐震構造から耐震建築を目指して具体的な提言を行うものである。

### ■提言

- 1) 設計者は、非構造部材の安全性向上のため東日本大震災以前に比べて担うべき役割を増やすべきである。
- 2) 意匠設計者は、非構造部材の安全性の確保において、構造・設備などの関係技術者からアドバイスを得て、中心的役割を担わなければならない。
- 3) 専門工事業者のサポートがあれば十分に安全性を確保した設計が可能な非構造部材については、意匠設計者が中心となって安全性確保も行うべきである。一方、複雑な構造計算や構造の専門知識が必要な非構造部材の安全性確保に関わる部分については、構造設計者が中心となって行うべきである。
- 4) 意匠設計者、構造設計者、設備設計者、工事監理者、施工者、専門工事業者は、プロジェクトごとに設計・施工の各段階において各自の果たすべき役割を事前に協議、明確にし、連携をとりながら各人が責任を持ってその役割を遂行すべきである。  
その際、各人の役割の境界領域は関係者が補完しあうよう決められるべきである。  
役割を決める際の参考として、関係者の果たすべき役割の原則を提案する。(付表)



- 5) 非構造部材は設計時に詳細まで決定できないものもあるが、その際にも、設計者は、非構造部材の性能仕様を特記仕様書など設計図書の中に明確に記入すべきである。
- 6) 特定天井、屋根ふき材、屋外に面する帳壁の構造、屋上から突出する水槽、煙突、給湯設備等、構造設計者が法的に安全性を確認しなければならない非構造部材が増えている。しかし、その中には構造的に高い専門知識を必要とするものや、実際には施工段階で決定され、建築確認の段階では構造設計者が確認できないものも含まれている。構造設計者が、専門知識を必要とする主体構造などにより多くの時間を割くことが建築物全体の安全性向上には必要なたため、非構造部材に対しては法律によって規定する構造設計者の役割を実態にあわせるべきである。
- 7) 特定天井を含めた非構造部材の安全性の確認方法や手続きにおいて、従来に比べ設計業務量の増加が見込まれるものがある。統括業務を担う者（通常は意匠設計者）は、標準外業務として設計料の増額を建築主と協議をする必要がある。また、標準業務においても従来に比べ構造設計者の業務量が増えるものについては、構造設計者の業務報酬の増額を図るべきである。
- 8) 設計者は非構造部材に関する知識の向上に努めなければならない。また、そのために関係各団体は必要な情報の充実を図らなければならない。  
特に、構造設計者が非構造部材の安全性について積極的に関わっていくためには、構造計算だけでなく非構造部材の納まりまで含めた知識が必要であり、その習得に努力しなければならない。

注) JSCA として非構造部材の躯体への取り付け方法などを中心とした資料の充実のために、本協会出版の「見落としてはならない非構造部材・設備と躯体の取り合い」の改定を行う予定である。

以上